

小児・高齢者のインフルエンザ予防接種について

○小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成

1歳から中学3年生までのお子さんを対象に、インフルエンザ予防接種費用を助成します。インフルエンザ予防接種では、インフルエンザへの感染を完全に防ぐことはできませんが、発症を抑えることや、発症しても重症化を防ぐ一定の効果があるとされています。希望される方は、次の期間内に接種してください。

実施期間	平成30年10月1日(月)～平成31年1月31日(木)
対象者	笠間市に住民登録のある1歳(接種日現在)から中学3年生
助成額	接種1回につき1,000円 (差額分は自己負担。接種費用は医療機関によって異なります)
助成回数	1歳～12歳……………2回 13歳～中学3年生…1回
実施場所	市内のインフルエンザ予防接種協力医療機関
実施方法	①医療機関に予約をします。 ②当日は、「母子健康手帳」「健康保険証」を持参し、医療機関備え付けの「説明書」を読み、「笠間市小児インフルエンザ予診票」を記入後、接種します。 ③差額分を医療機関の窓口でお支払いください。
注意事項	接種には保護者の同伴が必要となります。何らかの理由で同伴ができない場合、あらかじめ保護者が予診票と説明書を受け取り、予診票に接種の希望を保護者が自署したうえで、お子さんの健康状態を普段より熟知し、保護者に代わる方が同伴してください。

○高齢者インフルエンザ予防接種の実施について

予防接種法に基づき、65歳以上の方に次のとおりインフルエンザの予防接種を実施します。希望される方は、次の期間内に接種してください。

実施期間	平成30年10月1日(月)～平成31年1月31日(木)
対象者	・65歳以上の方(接種日現在) ・60～64歳で心臓・じん臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方(身体障害者1級程度)
助成額	接種1回のみ1,500円(差額分は自己負担。接種費用は医療機関によって異なります) ※対象者で生活保護世帯の方は自己負担が免除となりますので「生活保護受給証明書」を医療機関に持参してください。
実施方法	● 市内医療機関で接種を希望する場合 ①医療機関に予約をします。 ②健康保険証を持参し、医療機関備え付けの「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を記入し、接種します。 ③差額分を医療機関の窓口でお支払いください。 ● 市外医療機関で接種を希望する場合 ①保健センターに「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を申請します。 (予診票の申請は、9月20日(木)からの受け付けとなります。) ②医療機関に予約をします。 ③記入した「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」と健康保険証を持参し、接種します。 ④差額分を医療機関の窓口でお支払いください。